

一般財団法人製品安全協会業務規程（E 1 1）抜粋版

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務規程は、一般財団法人製品安全協会定款（A 1 1）第4条の規定を実施するため一般財団法人製品安全協会（以下「協会」という。）の業務の方法に関する基本的な事項を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 協会は、その業務の公共的重要性にかんがみ、これを公正かつ誠実に実施するとともに、関係機関と緊密な連絡をとり、協会事務の能率的かつ効果的な運営を期するものとする。

第3条～第6条 （略）

第3章 消費生活用製品の安全性の認証

第2節 安全性の認証

（ロット認証）

第7条 協会は、認証対象製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の申請が次の各号に掲げる条件を備えているときは、これを受理し、一般財団法人製品安全協会業務規程細則（E 1 1 1 1）（以下「細則」という。）で定める型式の認証対象製品について区分されたものの集積体（以下「ロット」という。）について、細則で定める方法による検査（以下「ロット検査」という。）を行い、これがSG基準に適合していると認めるときは、当該ロットを構成する認証対象製品の安全性の認証（以下「ロット認証」という。）を行うものとする。ただし、申請のあった認証対象製品が法第12条第1項第1号の規定により技術上の基準に適合していることを記載した証明書を添えて申請をしている場合、又は認証対象製品について同規定に基づく適合性検査を受ける場合には、別に定めるところにより、当該検査の全部又は一部を省略することができる。

- 一 申請書が細則に定める規定に適合していること
- 二 申請書が協会又は細則に定める者に提出されたものであること
- 三 申請と同時に手数料規程（E 3 1）で定める手数料が、同規程で定める方法により

納入されていること

(工場等登録)

第8条 協会は、認証対象製品の製造の事業を行う者の申請が次の各号に掲げる条件を備えているときは、これを受理し、当該申請に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の当該認証対象製品の製造のための設備であって、細則で定めるもの（以下「製造設備」という。）及び当該認証対象製品の検査の設備であって、細則で定めるもの（以下「検査設備」という。）について細則で定める方法による審査を行い、これらが細則で定める技術上の基準に適合しているときは、細則で定める認証対象製品の事業の区分（以下「事業区分」という。）に従い、工場等登録を行うものとする。ただし、申請のあった型式の区分に係る工場等について法第12条第1項第2号の規定により技術上の基準に適合していることを記載した証明書（以下「第2号検査適合証明書」という。）を添えて申請をしている場合、又は工場等について同規定に基づく適合性検査を受ける場合には、別に定めるところにより、当該審査の全部又は一部を省略することができる。

一 申請書が次のイからホに掲げる事項が記載された適正なものであること。

イ 申請者の氏名又は名称および住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 事業区分

ハ 当該認証対象製品を製造する工場等の名称および所在地

ニ 製造設備の名称、性能及び数

ホ 検査設備の名称、性能及び数

二 前号の申請書に同号ハの工場等の図面その他細則で定める書類が添付されていること。

三 申請と同時に手数料規程で定める手数料が、同規程で定める方法により納入されていること。

四 申請書が第14条の規定により工場等登録を取り消された日から2年を経過していない者（第14条の規定により工場等登録を取り消された法人の役員であった者を含む。）でないこと又は法人であって、その業務を行う役員のうちこれに該当する者がいないこと。

(工場等登録の維持)

第8条の2 協会は、前条の工場等の登録を受けた者（以下「工場等登録製造事業者」という。）に対し、原則として10年ごとにその登録維持に関する意向調査を行う。この調査の結果、工場等登録の継続の意向を有する工場等登録製造事業者は、その登録を維持するための手続き（以下「登録維持手続き」という。）をしなければ、その効力を失う。ただし、細則に定める場合にあつては、この限りではない。

2 前項の登録維持手続きは、前条の工場等登録の手続きに準じて行う。ただし、登録維

持手続きに際し工場等登録製造事業者が提出すべき書面は、細則をもってこれを定める。

3 第1項の登録維持手続きに際し納入すべき手数料及びその納入方法は手数料規程、その他必要な手続き事項は、細則をもってこれを定める。

(工場等登録証)

第9条 協会は、第8条の規定により、工場等登録をしたときは、次の事項を記載した工場等登録証を交付するものとする。

- 一 工場等登録年月日及び工場等登録番号
- 二 第8条第1号イからハまでの事項

(承継)

第10条 協会は、第8条の工場等登録製造事業者が、当該工場等登録に係る事業の全部を譲り渡し、又は工場等登録製造事業者について相続若しくは合併があった場合において、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合においてその全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人がその事実を証明する書類を添えて届出があったときは、その工場等登録製造事業者の地位を承継させるものとする。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第14条の規定により工場等登録を取り消された日から2年を経過しない者又は法人であってその業務を行う役員のうちこれに該当する者があるものであるときは、このかぎりではない。

(登録事項等の変更)

第11条 工場等登録製造事業者は第8条第1号に規定する事項に変更があった場合は、協会に速やかに登録事項等変更届を提出しなければならない。

(登録再審査)

第11条の2 協会は前条の規定に基づき登録事項等変更届出を受理したとき、その登録事項等の変更により対象製品の品質に著しく影響をおよぼすと認められる場合には、第8条に規定する審査と同様の審査（以下「登録再審査」という。）を行うものとする。

2 前項の登録再審査に際し納入すべき手数料及びその納入方法は手数料規程、その他必要な手続き事項は、細則を持ってこれを定める。

(工場等登録証の再交付等)

第12条 協会は、工場等登録製造事業者が、前条の変更の届け出を行った場合、若しくは工場等登録証をよごし、損じ、又は失った場合において、当該工場等登録製造事業者

から、手数料規程で定める手数料を添えて申請があったときは、その再交付をするものとする。

(工場等登録の失効)

第13条 協会は、第8条の2の規定のほか、工場等登録製造事業者が当該登録に係る事業を廃止したとき、又は第2号検査適合証明書の効力を失ったときは、当該工場等登録は、その効力を失わせるものとする。

(工場等登録の取消し)

第14条 協会は、工場等登録製造事業者が次の各号の1に該当するときは、その工場等登録を取消することができるものとする。

- 一 不正の手段により第8条の工場等登録を受けたとき
- 二 工場等登録製造事業者が、第8条第1号のイからホに掲げる事項に重大な変更があったにもかかわらず、遅滞なく協会に届出なかったとき
- 三 第18条第1項第1号の改善指導にもかかわらず、所定の期間内に改善されなかったとき
- 四 法人であって、その業務を行う役員のうち工場等登録を取消された日から2年を経過していない者があったとき
- 五 本規程又は細則の規定に違反する等信義に反する行為を行ったとき

(型式確認)

第15条 協会は、工場等登録製造事業者の申請が次の各号に掲げる条件を備えているときは、これを受理し、当該申請に係る試験用の認証対象製品の試験を行った結果、その試験成績がSG基準に適合しており、かつ、申請者が申請に係る型式区分の属する事業区分について第8条の工場等登録を受けているときは、第7条の細則で定める型式区分に従い、型式確認を行うものとする。ただし、申請のあった型式の区分について第2号検査適合証明書を添えて申請をしている場合、又は当該型式の区分について同規定に基づく適合性検査を受ける場合には、別に定めるところにより、当該試験の全部又は一部を省略することができる。

- 一 申請書が細則に定める規定に適合していること。
- 二 前号の申請書に細則で定める数量の試験用の認証対象製品及びその構造図その他細則で定める書類が添付されていること。
- 三 申請書が協会又は細則に定める者に提出されたものであること。
- 四 申請と同時に手数料規程で定める手数料が、同規程で定める方法により納入されていること。

(型式確認有効期間等)

第16条 前条の型式確認は1年以上10年以内において細則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の型式確認の更新の申請に際し納入すべき手数料及びその納入方法は手数料規程、その他必要な手続き的事項は、細則をもってこれを定める。

(事後調査)

第17条 協会は、必要に応じて、工場等登録製造事業者に対し、その製造設備及び検査設備が、第8条本文の細則で定める技術上の基準に適合しているかどうか及び工場等登録製造事業者が型式確認に係る型式の認証対象製品を製造する場合において、SG基準に適合するようにしているかどうかについて調査を行うものとする。

- 2 協会は、前項の調査の対象となる工場等が遠隔地にあるために旅費等について多額の費用を要する場合には、手数料規程で定めるところにより、当該費用の一部を徴収するものとする。
- 3 第1項に関する手続きその他必要な事項は、細則をもってこれを定めるものとする。

(改善指導)

第18条 協会は、次の場合には、第4章の規定に基づき表示を貼付した者に対し、製造設備若しくは検査設備の修理若しくは改造、型式確認を受けた製品の製造若しくは検査の方法その他の業務方法の改善に関し必要な措置を一定期間にとるべきことを指導することができるものとする。

- 一 工場等登録製造事業者にあつては、製造設備及び検査設備が、第8条本文の細則で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき
- 二 認証対象製品を、SG基準に適合しないで製造等していると認めるとき
- 2 協会は、前項の指導の対象となる工場等が遠隔地にあるために旅費等について多額の費用を要する場合には、手数料規程で定めるところにより、当該費用の一部を徴収するものとする。
- 3 第1項に関する手続きその他必要な事項は、細則をもってこれを定めるものとする。

(型式確認の失効)

第19条 工場等登録製造事業者の工場等登録がその効力を失ったときは、当該工場等登録製造事業者に係る第15条の型式確認はその効力を失う。

(型式確認の取消し)

第20条 協会は、第15条の型式確認を受けた工場等登録製造事業者が、次の各号の一

に該当するときはその型式確認を取消することができるものとする。

- 一 第18条第1項の改善指導に対し、所定の期間内に改善されなかったとき
- 二 不正の手段により第15条の型式確認を受けたとき
- 三 本規程又は細則の規定に違反する等信義に反する行為を行ったとき

(既存検査・認証結果の活用)

第20条の2 協会は、別表第1の左欄に掲げる場合には同表右欄に掲げる事項を細則の規定に基づき省略することができる。

- 2 前項の規定に基づき既存検査・認証結果を活用して申請する際に納入すべき手数料及びその納入方法は手数料規程に定める。

第4章 表示

(ロット認証による表示)

第21条 協会は、第7条の規定によりロット認証をし、かつ、第23条の規定による賠償措置を講じた製品に、細則で定める方法により、別表第2に定める様式の表示を貼付するものとする。ただし、協会が当該製品に当該表示を貼付することが困難であると認める場合には、細則に定める方法によるものとする。

(工場等登録・型式確認による表示)

第22条 協会は、第8条及び第15条の規定により工場等登録・型式確認をした製品の工場等登録製造事業者から、当該工場等登録型式確認に係る製品に別表第2に定める様式の表示を貼付するため、表示交付申請があった場合は、当該申請が次の各号に掲げる条件を備えていることを確認した後、第23条に規定する賠償措置を講じ、細則で定めるところにより、当該申請者に当該表示を交付し、これを当該製品に貼付させるものとする。ただし、協会が当該製品に表示を貼付することが困難であると認める場合には前条ただし書の規定を準用する。

- 一 申請書が細則で定めるところにより適正なものであること
- 二 申請と同時に手数料規程で定める手数料が、同規程で定める方法により納入されていること

第5章 賠償措置の実施及び資金の交付

第1節 賠償措置

(賠償措置)

第23条 協会は、第21条又は第22条の規定により表示の貼付された製品（以下「表示製品」という。）の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じた場合にその被害者又はその遺族（以下「被害者等」という。）が被害者一人あたりにつき、1億円以下で製品ごとに細則で定める額の範囲内でその損害賠償金を確実に受けることができるようにするための措置（以下「賠償措置」という。）を講じることとする。

2 協会は前項に規定する賠償措置を実施するため、損害保険事業を営む保険会社との間に、細則で定めるところにより、協会を保険契約者とし、協会及び第21条の規定により製品に表示の貼付を受けた者又は第22条の規定により表示の交付を受けた者（以下「表示製品事業者」という。）を共同被保険者とする賠償責任保険契約を締結するものとする。

第2節 賠償措置の実施

（賠償措置の実施）

第24条 協会は、表示製品の欠陥に起因して日本国内で発生した事故（当該表示製品に第32条の規定による有効期限が定められているときはその期限内に生じた事故に限る。ただし、当該事故が当該表示製品の構造上の欠陥又は取扱説明書の不備に起因して発生した場合はこの限りではない。）による一般消費者の生命又は身体に関する損害につき、表示製品事業者が、法律上の損害賠償責任を負担する場合であって被害者等から細則で定めるところにより、当該損害発生後60日以内に賠償措置実施請求書が提出されたときは本章の定めるところにより表示製品事業者に代わって損害賠償金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず被害者等が当該損害発生後60日以内に当該請求書を提出することができない場合には細則で定めるところにより、事故発生届を提出させるものとし、賠償措置実施請求書の提出の遅延がやむを得ない事情によると認めるときは、理事会の議決により損害賠償金を支払うことができるものとする。

第25条～第31条の2 （略）

第9章 雑則

（表示の有効期限）

第32条 協会は、第21条及び第22条に規定する別表第2に定める様式の表示には、有効期限を定めることができるものとする。

2 前項の規定により有効期限を定めた場合には、細則の定めるところにより、その旨を当該表示に附記することができるものとする。

第34条～第36条 (略)

附 則 (安全規第1450号)

この規程は、2016年11月1日から施行する。

別表第1～2

(略)